

船橋市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針における  
標準とする学校規模の是正を求める陳情

〔願意〕

「船橋市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針」における標準とする学校規模が不適切と思われるので是正してください。

〔理由〕

学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号) 第41条および第79条により、小中学校の標準とする学校規模は、「12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」となっています。しかし、「船橋市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針」では12学級以上24学級以下を標準としていて、24学級まで拡大した理由を船橋市教育委員会は「都市部である」からと説明しています。その一方で、船橋市南部地域以上に都市化が進んでいる市川市や浦安市は標準規模を12学級以上18学級以下としています(「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針(平成30年)」および「浦安市学校規模適正化基本方針(案)(平成31年)」による)。したがって、「都市部である」ことは標準とする学校規模を24学級まで拡大する「特別な事情」とはならず、規模の範囲の拡大は不適切であると考えます。適切な「特別な事情」を示せていないため、学校教育法施行規則の則って12学級以上18学級以下に是正していただくようお願いいたします。